

(規 100～101)

乗変、区変

営業規則

第7章 乗車変更等の取扱い

第2節 乗車変更の取扱い

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第100条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け当該乗車券に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という）をすることができます。

- (1) 着駅を当該駅を超えた駅への変更
- (2) 着駅を当該駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 前項1号に規定する場合は、区間変更に対する普通旅客運賃を収受します。
- (2) 前項第2号及び第3号に規定する場合は変更区間（変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ）に対する普通旅客運賃と原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足は収受し、過剰額は払い戻しをしません。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算します。
- (3) 片道の乗車区間の営業キロが100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをする時は、発駅からの普通旅客運賃の計算をします。この場合連絡運輸となる乗車券の営業キロについては、連絡会社線ごとに営業キロを通算して計算します。

(団体乗車券変更)

第101条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更することができる。

ただしこの変更は運送上の支障がない場合に限り取扱います。

- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と変更後の実際乗車区間に対する団体旅客運賃とを比較し不足額は収受し過剰額は払い戻しをしません。